

# 訪問介護サービス利用契約書

要介護者（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護サービスについて、次の通り契約します。

## （訪問介護サービスの目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービスを提供します。

## （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は、要支援認定の有効期間満了日までとします。

2. 契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## （訪問介護サービスの基本内容）

第3条 事業者は、訪問介護サービスとして、訪問介護員（ヘルパー）が利用者の居宅を訪問して行う

- ① 入浴、排泄、食事等の介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事 ③生活等に関する相談及び助言 ④その他利用者に必要な日常生活上の世話を提供できます。

ただし、医療行為に該当するサービスは禁止されているため、行いません。

2. 事業者が提供する訪問介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」の通りです。
3. 利用者の家族に対する調理や洗濯など、利用者以外の者にサービスを提供することは介護保険ではできません。
4. 事業者の訪問介護員（ヘルパー）は、サービスの提供の都度、利用者又は利用者の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。
5. 訪問介護員（ヘルパー）は、介護福祉士又は介護職員基礎研修又は訪問介護員養成研修 1～2級過程を修了した者とします。

## （サービス提供の記録等）

第4条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

2. 事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目的達成の状況等について「サービス提供記録書」等の記録を作成して、利用者へ説明のうえ提出します。
3. 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後、5年間はこの記録を適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

## （利用者負担金及びその滞納）

第5条 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は、関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

2. 利用者は、事業者が提供する訪問介護サービスを利用者の都合で中止する場合は、早期に連絡することとし、またサービス利用当日にキャンセルした場合は、一回につき500円を自己負担金としていただく事とする。なお、初回についてはいただかない事とし、2回目よりキャンセル料として、申し受けることとなります。
3. 利用者が正当な理由なく事業者へ支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。

4. 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協力し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
5. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第3項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

(利用者の解除権)

第6条 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

(事業者の解約権)

第7条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
  - (2) 第5条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
  - (3) 第6条の規定により利用者から契約解除の意思表示がなされたとき
  - (4) 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
2. 次の理由で利用者サービスを提供できなくなったとき
- (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
  - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定されたとき
  - (3) 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(守秘義務)

第10条 事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. 従業員が退職後、在職中に知りえた情報を漏らすことがないように、必要な処置を講じます。
3. 個人情報を用いる場合には、利用者又は家族等の同意をあらかじめ文書にて得るものとし、一定の条件の下で情報提供する事とします。
4. 以下の場合には利用者、家族等の必要最低限の情報開示をします。
  - (1) カンファレンス・担当者会議等において
  - (2) 医療・福祉団体・介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者との連絡調整
  - (3) 上記にかかわらず急を要する場合の連絡等

(苦情対応)

第11条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険対連合会に対し、いつでも苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(契約外条項等)

第12条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

上記のとおり、訪問介護サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(代筆者) 住 所 \_\_\_\_\_

(続柄 )

氏 名 \_\_\_\_\_

(事業者) 住 所 倉敷市玉島 3075 \_\_\_\_\_

事業者名 社会福祉法人 アミカル ヘルパーステーションながわりの華

代表名 理事長 西山 剛史

# 訪問介護予防サービス又は介護保険法に 基づく第1号訪問事業利用契約書

要支援者（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護予防サービス又は介護保険法に基づく第1号訪問事業について、次の通り契約します。※介護保険法に基づく第1号訪問事業、以下「総合事業」といいます。

（訪問介護予防サービス又は総合事業の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護予防サービス又は総合事業を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

2. 契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問介護予防サービス又は総合事業の基本内容）

第3条 事業者は、訪問介護予防サービス又は総合事業として、訪問介護員（ヘルパー）が利用者の居宅を訪問して行う①入浴、排泄、食事等の介護 ②共に行う調理、洗濯、掃除等の家事 ③生活等に関する相談及び助言④その他利用者に必要な日常生活上の世話を提供できます。

ただし、医療行為に該当するサービスは禁止されているため、行いません。

2. 事業者が提供する訪問介護予防サービス又は総合事業の具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」の通りです。
3. 利用者の家族に対する調理や洗濯など、利用者以外の者にサービスを提供することは介護保険ではできません。
4. 事業者の訪問介護員（ヘルパー）は、サービスの提供の都度、利用者又は利用者の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。
5. 訪問介護員（ヘルパー）は、介護福祉士又は介護職員基礎研修又は訪問介護員養成研修 1～2級過程を修了した者とします。

（サービス提供の記録等）

第4条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

2. 事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目的達成の状況等について「サービス提供記録書」等の記録を作成して、利用者に説明のうえ提出します。
3. 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後、5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

（利用者負担金及びその滞納）

第5条 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は、関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協力し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの

利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

4. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第3項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

(利用者の解除権)

第6条 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

(事業者の解約権)

第7条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
  - (2) 第5条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
  - (3) 第6条の規定により利用者から契約解除の意思表示がなされたとき
  - (4) 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
2. 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
- (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
  - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定されたとき
  - (3) 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(守秘義務)

第10条 事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. 従業員が退職後、在職中に知りえた情報を漏らすことがないように、必要な処置を講じます。
3. 個人情報を用いる場合には、利用者又は家族等の同意をあらかじめ文書にて得るものとし、一定の条件の下で情報提供する事とします。
4. 以下の場合には利用者、家族等の必要最低限の情報開示をします。
  - (1) カンファレンス・担当者会議等において
  - (2) 医療・福祉団体・介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者との連絡調整
  - (3) 上記にかかわらず急を要する場合の連絡等

(苦情対応)

第11条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険対連合会に対し、いつでも苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(契約外条項等)

第12条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

第13条 利用者は、事業者が提供する訪問介護予防サービス又は総合事業を利用者の都合で中止する場合は、早期に連絡する事とする。

上記のとおり、訪問介護予防サービス又は総合事業の契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(代表者) 住 所 \_\_\_\_\_

(続柄 )

氏 名 \_\_\_\_\_

(事業者) 住 所 倉敷市玉島 3075 \_\_\_\_\_

事業者名 社会福祉法人アミカル ヘルパーステーションながわりの華

代表名 理事長 西山 剛史